

議案第四九号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

三朝町国民健康保険条例の一部を次のように改める

昭和三十四年七月十八日提出

三朝町長 坂出 雅巳

昭和三十四年七月十八日議決

三朝町議会議長 加藤 幸太郎



原案可決

昭和三十四年三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和三十四年三朝町条例第三号）
の一部を次のように改める

第四条中

一 米 国

二 韓 国

三 台 湾

とあるを削除し

一 朝 鮮

二 中 国

と改める

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十四年七月一日から適用する